
AMT/NEWSLETTER

Financial Restructuring

2025年6月27日

円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の 調整の 調整の手続等に関する法律の成立について —「多数決による私的整理」の導入—

弁護士 島田 充生 / 弁護士 関 彩香

Contents

- I. はじめに
- II. 概要
- III. 関係当事者
 - 1. 確認事業者(債務者)
 - 2. 指定確認調査機関(第三者機関)・確認調査員
 - 3. 対象債権・対象債権者
 - 4. 裁判所
- IV. 本手続の利用申請から権利変更議案の効力発生までの流れ
 - 1. 指定確認調査機関への確認申請
 - 2. 指定確認調査機関による確認調査員の選任
 - 3. 指定確認調査機関の確認
 - 4. 指定確認調査機関による一時停止の要請
 - 5. 強制執行等・担保権実行手続の中止命令
 - 6. 財産評定の結果の作成
 - 7. 権利変更議案と早期事業再生計画の作成
 - 8. 指定確認調査機関の調査報告書の作成
 - 9. 対象債権者集会の決議
 - 10. 裁判所への権利変更決議の認可の申立て
 - 11. 権利変更決議の認可決定
- V. 法的整理に移行した場合の特例規定等
 - 1. つなぎ融資(プレ DIP ファイナンス)の保護
 - 2. その他

VI. 他の再建型事業再生手続との比較

1. 手続を利用できる債務者の範囲
2. 権利変更の対象となる債権者の範囲
3. 決議要件
4. 裁判所の関与

VII. おわりに

I. はじめに

2025年6月6日、円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律(以下「早期事業再生法」又は「法」)が成立しました。同法は、いわゆる多数決による私的整理を日本において初めて導入するものであり、公布の日から起算して1年6か月以内に施行されます。

本ニュースレターでは、早期事業再生法によって導入された新しい手続の流れを中心に、その概要やポイントをご説明いたします。

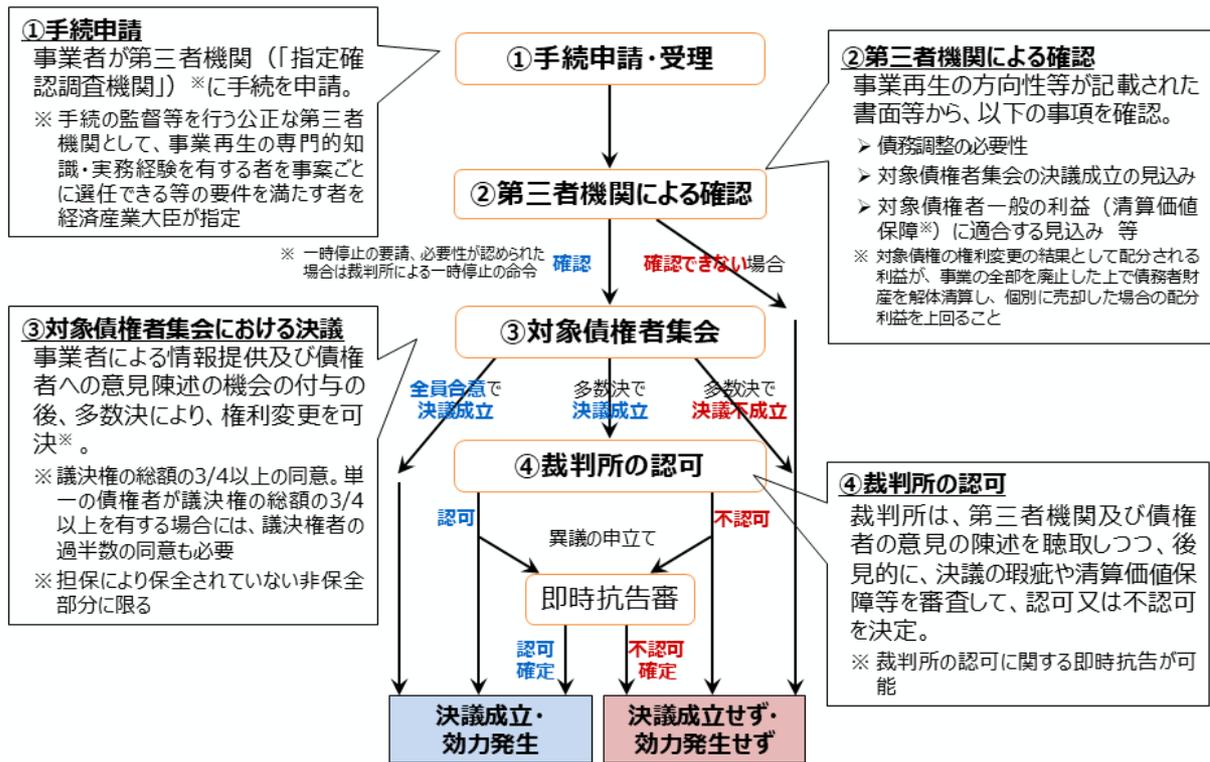
II. 概要

早期事業再生法は、コロナ以降の債務残高の増加、原材料高や人手不足等を受けて倒産件数が増加するなか、経済の新陳代謝機能を強化するために、経済的苦境に陥るおそれのある事業者が早期段階での事業再生に取り組み、事業価値の毀損や技術・人材の散逸を回避するための制度基盤を整備することを目的とするものです。

早期事業再生法の成立により、経済産業大臣が指定する公正な第三者機関の関与の下、金融機関等である債権者の多数決及び裁判所の認可により、債務の調整を行う新しい手続(以下「本手続」)が導入されます。**本手続には裁判所も関与するものの、非訟事件とされていることから、公告はなされず、非公開の手続となります。**

従前から、既存の準則型私的整理による債務整理は、金融債権者のみを対象とし商取引債権に影響を与えないため、事業価値毀損を回避することができる一方で、全対象債権者の同意を要する点が事業再構築のさらなる円滑化に向けた課題であると指摘されてきました。早期事業再生法が成立したことにより、少数の金融債権者のみが権利変更に反対しているような場合には、一定の条件の充足を条件に裁判所の認可をもって、当該反対債権者の権利変更を行うことが可能となりました。

本手続の概要は下図のとおりです。



出典：経産省ウェブサイト¹

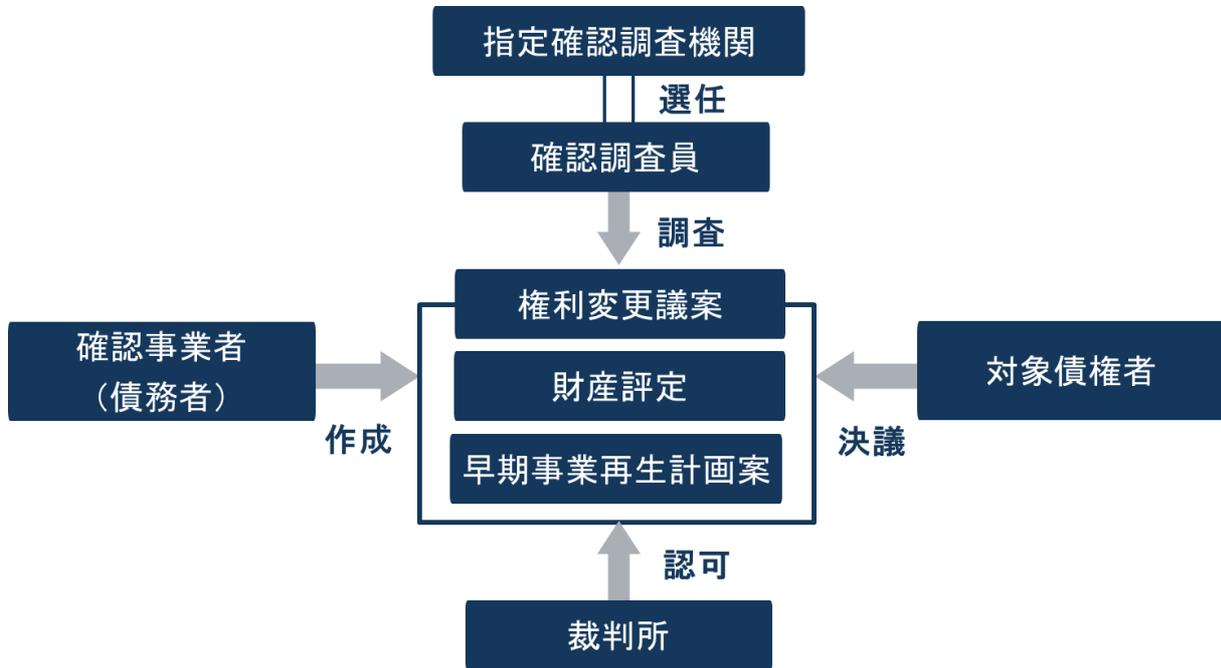
以下では、本手続の関係当事者の概略について更に解説した上で、本手続の利用申請から、権利変更議案の効力発生までの流れを条文に沿った形で説明いたします。また、本手続が奏功せず、法的整理に移行した場合の特例規定等についてもご紹介し、最後に既存の主要な再建型事業再生手続との比較を行います。

¹ 2025年3月4日経済産業省

<https://www.meti.go.jp/press/2024/03/20250304003/202503004003.html>

III. 関係当事者

本手続の関係当事者及びその役割の概略図は以下のとおりです。



1. 確認事業者(債務者)

本手続の対象となる債務者は、「確認事業者」と呼ばれます。本手続は、倒産前の早期かつ迅速な事業再生を促進することを目的とするものであることから、対象となる債務者は、民事再生法上の「経済的に窮境にある」状態の前段階として、「経済的に窮境に陥るおそれのある事業者」(法3条1項)であれば足りるとされています²。後述のとおり、事業者が、事業の継続に支障を来すことなく弁済期にある債務を弁済することが困難となるおそれがあるといった利用要件の該当性について、第三者機関たる指定確認調査機関に確認の申請を行い、当該確認を受けることで、本手続が開始される場所、かかる「認可」を受けた債務者たる事業者が「確認事業者」となります。

確認事業者は、財産評定及び早期事業再生計画案に加え、後述する対象債権者の権利を変更する議案(以下「権利変更議案」)を作成します。

2. 指定確認調査機関(第三者機関)・確認調査員

本手続は、経済産業大臣の指定を受けた第三者機関が監督します。かかる第三者機関は、「指定確認調査機関」と呼ばれます(法3条1項・46条1項)³。

² 産業構造審議会経済産業政策新機軸部会「事業再構築小委員会報告書－早期での事業再生の円滑化に向けて－」(2025年2月18日)15頁

³ 指定確認調査機関は、事業再生ADRにおける事業再生実務家協会に相当するものと考えられます。なお、指定確認調査機関には、一定の報酬を支払うことが想定されています(法49条2項)。

指定確認調査機関は、人格が高潔で識見の高い者であって、事業再生に関する専門的知識及び実務経験を有する者として経済産業省令で定める要件を備える者のうちから、事案ごとに「確認調査員」を選任しなければならないとされています(法 52 条)。確認調査員は、本手続の利用要件を充足しているかの確認に加え(法 3 条 6 項)、確認事業者が作成した財産評定、早期事業再生計画案及び権利変更議案が所定の要件を満たしているかの調査を実施します(法 15 条 2 項)⁴。

3. 対象債権・対象債権者

「対象債権」とは、確認事業者に対して、指定確認調査機関の確認の時に金融機関等(法 2 条 1 項)⁵が有する当該確認前の原因に基づいて生じた貸付債権等をいうとされています(法 2 条 3 項)。そして、「貸付債権等」とは、貸付債権その他信用の供与に基づく債権として経済産業省令で定めるものと定義されています(法 2 条 2 項)⁶。そのため、定義上、対象債権に、商取引債権や労働債権、租税債権等は含まれません。

「対象債権者」とは、対象債権を有する者であって、指定確認調査機関の確認の通知を受けた者(法 2 条 4 項)、端的に言えば、確認事業者に対して貸付債権等を有する金融機関等です。かかる対象債権者が、権利変更議案を決議します(法 20 条 1 項)。

なお、対象債権者が有する対象債権のうち非保全部分(担保権の行使によって弁済を受けることができない部分)のみが、本手続の権利変更の対象となります(法 11 条)⁷。そのため、権利変更議案の決議では、保全部分(担保権の行使によって弁済を受けることができる対象債権の額)については、議決権を有しません(法 19 条 3 項)。

4. 裁判所

裁判所は、対象債権者によってなされた権利変更議案の決議(以下「権利変更決議」)について、不認可事由がある場合を除き、これを認可します。かかる認可によって、権利変更決議の効力が生じます。また、裁判所は、確認事業者や対象債権者の申立てにより、強制執行や担保権の実行手続の中止を命ずることができます(法 7 条、8 条)。

なお、管轄裁判所は、原則として、確認事業者の主たる営業所の所在地を管轄する地方裁判所ですが(法 31 条 1 項)、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所にも申立てをすることができます(同条 6 項)。

4 確認調査員は、事業再生 ADR における手続実施者に相当するものと考えられます。

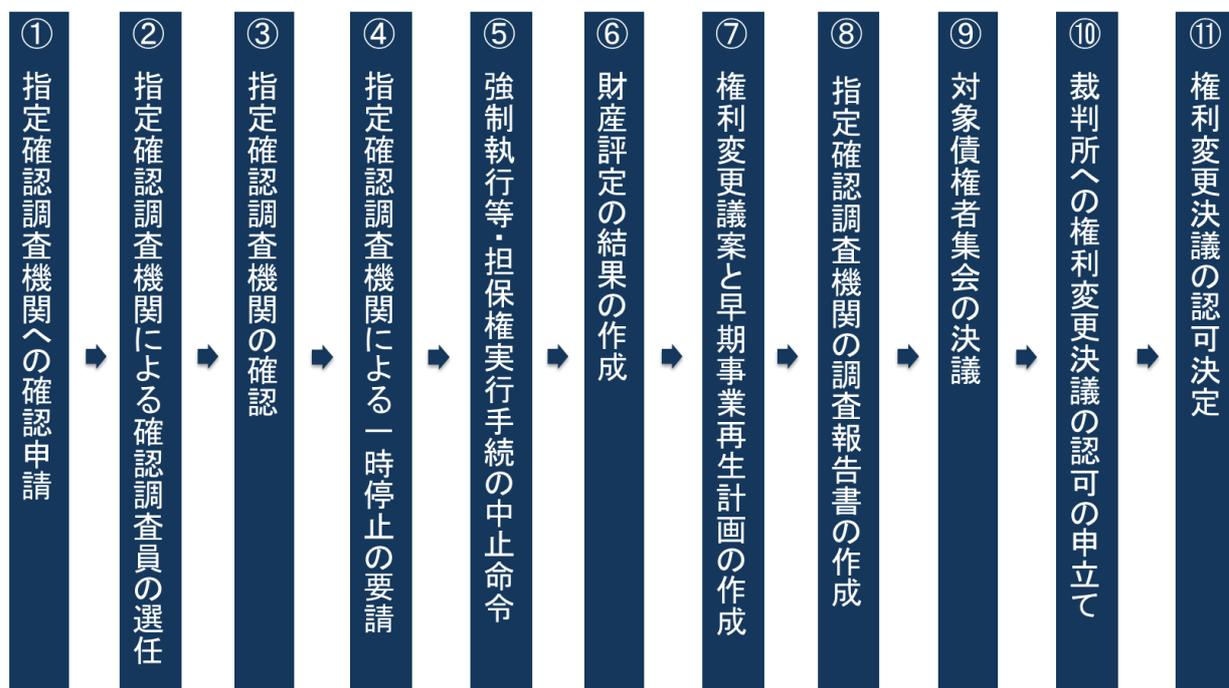
5 銀行、信用金庫、信用組合のほか、保険会社、貸金業者、サービサー等を含みます。なお、「金銭の貸付その他金融に関する業務で信用の供与に係るものを行う事業者として経済産業省令で定める者」も「金融機関等」に含まれることから、詳細については省令の制定を待つ必要があります。

6 債権回収会社(サービサー)が譲り受けた貸付債権等も含みます。詳細については省令の制定を待つ必要があります。

7 すなわち、対象債権の定義には非保全部分も含まれますが、多数決による権利変更の対象とはなりません。

IV. 本手続の利用申請から権利変更議案の効力発生までの流れ

権利変更議案の効力発生までの流れは、下図のとおりです。



上記のうち、裁判所が関与する手続は、「⑤強制執行等・担保権実行手続の中止命令」、「⑩裁判所への権利変更決議の認可の申立て」及び「⑪権利変更決議の認可決定」の各手続です。また、原則として、「③指定確認調査機関の確認」から6か月以内に「⑦権利変更議案と早期事業再生計画の作成」を行う必要があります(法14条1項)⁸。

⁸ より正確には、指定確認調査機関に提出することが必要です。期間内に権利変更議案及び早期事業再生計画を提出することができないことについてやむを得ない事由があるものとして経済産業省令で定める場合には、確認事業者の申請により、6か月以内に限り、期間を延長することができます(法14条2項)。

1. 指定確認調査機関への確認申請

本手続の利用には、指定確認調査機関から本手続を利用する要件を満たしていることの確認を受ける必要があります。そこで、経済的に窮境に陥るおそれがあり、貸付債権等を有する金融機関等の権利変更を希望する債務者は、指定確認調査機関に対して、当該権利変更の概要を記載した書面(権利変更概要書)や貸付債権等の一覧表(以下「貸付債権等一覧表」)等を添付の上、以下の確認を受けるべく、申請を行うこととなります(法3条)。

No.	申請事項
1	事業継続に支障を来すことなく弁済期にある債務を弁済することが困難となるおそれがあること
2	貸付債権等一覧表に記載のある債権が対象債権に該当すること
3	権利変更の方針が対象債権者集会において可決される見込みがないことが明らかでないこと
4	権利変更の方針が対象債権者の一般の利益(すなわち、清算価値保障原則)に適合する見込みがあること
5	法的倒産手続が係属していないこと

2. 指定確認調査機関による確認調査員の選任

上記1の確認申請を受けた指定確認調査機関は、当該確認の実施に関する事務を行う確認調査員を選任します(法3条6項、52条)。

3. 指定確認調査機関の確認

指定確認調査機関は、確認調査員を通じて、上記1の申請事項の確認を行います(法3条6項)。当該確認を行った場合、その旨を対象債権者に通知します(法3条7項)。

4. 指定確認調査機関による一時停止の要請

指定確認調査機関は、上記3の確認後、速やかに、全ての対象債権者に対して、権利変更決議の認可決定の確定等までの間の一時停止を要請します(法6条1項)⁹。

なお、金融機関等有する貸付債権等のうち保全部分については、本手続では権利変更の対象とならず、議決権額の算定対象にもなりませんが、一時停止の対象となる点には注意が必要です¹⁰。

⁹ なお、一時停止期間中であっても、弁済をすることについて全ての対象債権者の同意を得た対象債権その他これを弁済しても他の対象債権者を害するおそれがない対象債権として経済産業省令で定めるものに係る債務については、弁済することができますとされています。

¹⁰ 法文上「対象債権」の定義から非保全部分は除外されていませんが(法2条2項・同条3項)、議決権及び権利変更の対象からは除外されています(法11条・12条2項・19条3項)。

5. 強制執行等・担保権実行手続の中止命令

裁判所は、上記 3 の確認後、必要があると認めるときは、確認事業者又は対象債権者の申立てによって、対象債権に基づく強制執行等の中止命令のほか(法 7 条)、対象債権者の対象債権を被担保債権とする担保権の実行手続の中止命令を行うことができます(法 8 条)¹¹。これは、任意の要請である上記 4 の一時停止要請の実効性を確保するためのものです。

なお、金融機関等が有する貸付債権等のうち保全部分については、本手続では権利変更の対象とならず、議決権額の算定対象にもなりません。しかし、確認事業者の事業継続や事業再生に必要な財産について担保権が実行されることを防ぎ、確認事業者が担保権者との和解等により当該財産を維持・利用する機会を確保するために、担保権の実行手続の中止命令の対象となる点には注意が必要です。

6. 財産評定の結果の作成

確認事業者は、その資産及び負債に関し、これらの価額を経済産業省令で定める基準に従い評定した結果を作成し、指定確認事業者に提出します(法 14 条 4 項)。この点、担保権の目的である財産の価額についても財産評定に記載する必要があることに留意が必要です¹²。

7. 権利変更議案と早期事業再生計画の作成

確認事業者は、上記 3 の確認後 6 か月以内に、以下の内容を記載した権利変更議案¹³と早期事業再生計画を作成し、指定確認事業者に提出します(法 12 条、14 条)。

(1) 権利変更議案

権利変更議案には、以下の条項を定めなければなりません(法 12 条)。なお、権利変更の内容は、原則として、対象債

¹¹ 民事再生法 31 条 1 項と同様に、対象債権者の一般の利益に適合し、担保権者に不当な損害を及ぼすおそれがないことが要件とされています。

¹² 後述のとおり、指定確認調査機関は、担保権の目的である財産の評価を財産評定が適切に行われているか調査を行い(法 15 条 1 項 6 号)、財産評定が適切に行われていない場合、指定確認調査機関は手続申請の確認を取り消さなければなりません(法 5 条 1 項 2 号)。また、財産評定が適切に行われておらず、議決権の額や権利変更の対象となる債権に誤りがある場合には、これを踏まえて可決された権利変更議案の認可決定は即時抗告の対象となります(法 27 条 2 項 1 号、同条 6 項)。したがって、保全・非保全額の認定を含む、権利変更の対象となる対象債権の範囲や議決権の額について争いがある場合には、指定確認調査機関の調査の対象となり、また、最終的には、当該対象債権者は即時抗告で争うことが考えられます(『産業構造審議会 経済産業政策新機軸部会 事業再構築小委員会報告書(案)』に関する意見募集における御意見の概要と御意見に対する考え方』整理番号 36、「産業構造審議会 経済産業政策新機軸部会 事業再構築小委員会報告書－早期での事業再生の円滑化に向けて－」(2025 年 2 月 18 日)19 頁、同 22 頁参照)。

¹³ 対象債権者の権利の変更に関する権利変更議案は、事業計画である早期事業再生計画とは異なるものとして定義されていますが、実際には、従来の私的整理における事業再生計画において、金融機関への依頼事項として記載されるものに相当するものであると考えられます。

権者間で平等でなければなりません(法 13 条)¹⁴。

No.	記載内容
1	対象債権者の権利の変更の一般的基準
2	担保権の行使によって弁済を受けることができない対象債権の部分が確定していない対象債権を有する者があるときは、権利変更議案において、その対象債権の部分が確定した場合における対象債権者としての権利の行使に関する適確な措置 ¹⁵

(2) 早期事業再生計画

早期事業再生計画には、以下の内容を記載しなければなりません(法 14 条 3 項各号)。

No.	記載内容
1	権利変更決議を必要とするに至った事情
2	確認事業者の業務に関する経過及び現状
3	確認事業者の資産及び負債に関する経過及び現状
4	対象債権の担保権の内容及びその目的である財産
5	確認事業者の資産及び負債並びに収入及び支出の見込み(資金調達に関する事項を含む。)
6	今後の事業活動に関する事項
7	その他経済産業省令で定める事項

8. 指定確認調査機関の調査報告書の作成

指定確認調査機関は、確認調査員を通じて、財産評定、早期事業再生計画案及び権利変更議案が以下に該当するかについて調査を行い、確認事業者に対し、調査報告書を提出します(法 15 条)。

No.	調査内容
1	権利変更議案の内容が法令の規定に違反しないこと
2	権利変更決議により変更される対象債権者の権利に係る債務が履行される見込みがないことが明らかでないこと
3	権利変更議案の内容が債権者の一般の利益(すなわち、清算価値保障原則)に適合すること
4	権利変更議案の内容が、上記7(2)No.3～No.5 を踏まえて定められていること
5	早期事業再生計画の内容が経済産業省令で定める基準に適合するものであること
6	財産評定の内容が経済産業省令で定める基準に適合するものであること

調査の結果、上記各項目について該当しないことが判明した場合、手続の確認の取り消しの対象となります(法 5 条 1

¹⁴ 但し、不利益を受ける対象債権者の同意がある場合又は少額の対象債権若しくは一時停止の要請に反して回収等をした対象債権者の対象債権について別段の定めをし、その他これらの者の間に差を設けても衡平を書しない場合は、この限りではありません(法 13 条但書)。

¹⁵ 民事再生法 160 条 1 項の規定に相当する記載と考えられます。

項 2 号)。

9.対象債権者集会の決議

確認事業者が招集した対象債権者集会において、対象債権者の議決権総額(保全部分除く)の3/4以上の同意によって、権利変更議案が可決されます¹⁶。ただし、単一の債権者が議決権総額の3/4以上を有している場合には、別途頭数要件として、出席した議決権者(議決権を行使することができる対象債権者)の過半数の同意が必要です(法 20 条 1 項)。

なお、上記のとおり、権利変更議案によって権利変更の対象となるのは、非保全部分に限定されるため(法 11 条)、権利変更議案の決議では、対象債権者は、保全部分の議決権を有しません(法 19 条 3 項)。

10.裁判所への権利変更決議の認可の申立て

上記9の権利変更決議があったとき、確認事業者は、遅滞なく、裁判所に対し、財産評定及び早期事業再生計画を提出の上、当該権利変更決議の認可の申立てをしなければなりません(法 26 条 1 項)。

ただし、権利変更決議につき、議決権者のすべての同意を得た場合には、裁判所の認可は不要です。この場合、権利変更決議があったときからその効力が生じます(法 29 条)。

11.権利変更決議の認可決定

裁判所は、権利変更決議に関して、以下のいずれにも該当しない場合には、認可の決定をします(法 27 条)。

No.	不認可事由
1	不備を補正できない法令違反がある場合
2	権利変更決議により変更される対象債権者の権利に係る債務が履行される見込みがないことが明らかである場合
3	不正の方法により権利変更決議が成立した場合
4	権利変更議案の内容が債権者の一般の利益(すなわち、清算価値保障原則)に反する場合

当該認可決定の時から(認可決定の「確定」の時ではない。)¹⁷、権利変更決議は効力を生じ、当該決議において反対した者を含むすべての対象債権者に対して効力を有し、その権利は権利変更決議の内容に従い、変更されます(法 28 条)¹⁸。なお、認可決定(又は不認可決定)については、確認事業者及び対象債権者は、即時抗告をすることができます(法 27

¹⁶ 早期事業再生計画そのものは決議対象ではありませんが、権利変更議案の内容は、早期事業再生計画の内容を踏まえて定められている必要があります。

¹⁷ 民事再生手続(民事再生法 176 条)とは異なり、認可決定の「確定」を待つことなく権利変更決議の効力が生じることとなります(会社更生法 201 条参照)。

¹⁸ 権利変更決議は、対象債権者が確認事業者の保証人その他確認事業者と共に債務を負担する者に対して有する権利及び確認事業者以外の者が対象債権者のために提供した担保に影響を及ぼしません(法 28 条 3 項)。

条6項)。

V. 法的整理に移行した場合の特例規定等

1. つなぎ融資(プレ DIP ファイナンス)の保護

上記 IV. 3 の指定確認調査機関の確認後になされるつなぎ融資(プレ DIP ファイナンス)については、指定確認調査機関が当該融資は事業者の事業の継続に欠くことができないものと確認した場合、その後に民事再生手続又は会社更生手続が開始されたとしても、その保護が図られるよう、産業競争力強化法と同様の「衡平考慮規定」が設けられています(法 69 条、70 条、71 条)。

なお、保護の対象となるのは、上記 IV. 3 の指定確認調査機関の確認後から以下のいずれかまでの間におけるつなぎ融資(プレ DIP ファイナンス)です。

No.	保護の対象となるつなぎ融資(プレ DIP ファイナンス)
1	権利変更決議の認可又は不認可の決定が確定するまで
2	権利変更議案につき議決権者のすべての同意が得られるまで
3	権利変更議案が否決されるまで
4	早期事業再生計画に、資金の調達に関する事項が記載されている場合には、当該資金の調達がなされるまで

この点で特筆すべきは、つなぎ融資(プレ DIP ファイナンス)が権利変更決議の認可決定確定後に行われるものであったとしても、No.4 のとおり、早期事業再生計画に資金の調達に関する事項が記載されている場合には、当該資金調達がなされるまでの間には保護の対象となる点です。これに対し、産業競争力強化法、すなわち事業再生 ADR においては、つなぎ融資(プレ DIP ファイナンス)は、手続開始から終了に至るまでの間のものしか保護の対象とされていません(産業競争力強化法 56 条 1 項、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則 33 条 1 項 1 号)。すなわち、事業再生 ADR においては、事業再生計画の成立が決議されるまでに行われた借入れのみが優先性の対象となるのに対し、本手続においては、権利変更決議の認可決定後、スポンサーによる投融資のクロージングまでの間の借入れについても優先性の対象となりうる点で産業競争力強化法を超える保護を与えるものであり、注目されます。

2. その他

事業再生 ADR 手続と同様に、本手続を利用した債務者が法的整理に移行する場合、簡易迅速な再生を図るべく、以下の規定が設けられています。

- ① 特定調停の申立てをした場合、裁判所は、対象債権者集会手続が実施されていることを考慮した上で、裁判官のみで調停を行うことが相当かを判断します(法 64 条)。
- ② 民事再生手続や会社更生手続の申立てをした場合、裁判所は確認調査員が対象債権者集会手続に係る対象債権者集会関連業務に従事していたことを考慮した上で、監督委員の選任をします(法 65 条、66 条)。

その他、産業競争力強化法と同様に、商取引債権の優先弁済の円滑化や社債の元本減免の円滑化を図る規定も存在します(法 67 条、68 条、72 条乃至 78 条)。

VI. 他の再建型事業再生手続との比較

本手続は、法的整理手続でも私的整理手続でもない、第三の手続として位置づけられており、既存の主要な再建型事業再生手続との差異があります。そのうち、特に注目される事項を以下に述べます。

1.手続を利用できる債務者の範囲

手続を利用できる債務者の範囲について、既存の手続との比較は以下のとおりです。

民事再生手続	会社更生手続	事業再生 ADR	中小企業版 GL (再生型) ¹⁹	本手続
<ul style="list-style-type: none"> 破産手続開始の原因となる事実(支払不能/債務超過)の生ずるおそれがある債務者 事業の継続に著しい支障を来すことなく弁済期にある債務を弁済することができない債務者 	<ul style="list-style-type: none"> 破産手続開始の原因となる事実(支払不能/債務超過)が生ずるおそれがある株式会社 弁済期にある債務を弁済することとすれば、その事業の継続に著しい支障を来すおそれがある株式会社 	<ul style="list-style-type: none"> 過剰債務を主因として経営困難な状況に陥っており、自力による再生が困難である事業者 	<ul style="list-style-type: none"> 経営困難な状況に陥っており、自助努力のみによる事業再生が困難である中小企業者 	<ul style="list-style-type: none"> 事業の継続に支障を来すことなく弁済期にある債務を弁済することが困難となるおそれがある事業者

本手続の利用要件は、民事再生手続の利用要件との比較で、弁済期にある債務の弁済が、事業の継続に「著しい」支障を来すことまでは不要であり、また、その「おそれ」で足りることが注目されます。

¹⁹ 中小企業の事業再生等に関するガイドライン第三部に規定される中小企業版私的整理手続(再生型)をいいます。以下同じです。

2.権利変更の対象となる債権者の範囲

権利変更の対象となる債権者の範囲について、既存の手続との比較は以下のとおりである。

民事再生手続	会社更生手続	事業再生 ADR	中小企業版 GL (再生型)	本手続
<ul style="list-style-type: none"> 全ての債権者（但し、担保権者は権利変更の対象とはなりません。） 	<ul style="list-style-type: none"> 全ての債権者（担保権者も更生担保権者として権利変更の対象となります。） 	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関その他相当と認められる債権者 	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関その他の債権者 	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関等（但し、担保権者は権利変更の対象とはなりません。）

本手続は、権利変更の対象となる債権者を金融機関等に厳格に限定しています。その結果、商取引債権者等の金融機関等以外の債権者が有する債権について、事業再生 ADR や中小企業版 GL(再生型)では(当該債権者の同意を得ることを条件に)権利変更の対象とすることが可能であるものの、本手続では当該債権者の同意を得たとしても、本手続の対象債権者とするにはできないことに留意が必要です。

3.決議要件

権利変更の決議要件について、既存の手続との比較は以下のとおりです。

民事再生手続	会社更生手続	事業再生 ADR	中小企業版 GL (再生型)	本手続
<ul style="list-style-type: none"> ①出席議決権者の過半数の賛成、②議決権者の議決権総額の2分の1以上の賛成 	<ul style="list-style-type: none"> 組分けを行ったうえで、①更生債権者は議決権額の1/2を超える同意、②更生担保権者は権利変更の内容に従って所定の割合の議決権総額の同意、③株主は議決権総数の過半数の同意 	<ul style="list-style-type: none"> 対象債権者全員の同意 	<ul style="list-style-type: none"> 対象債権者全員の同意 	<ul style="list-style-type: none"> 対象債権者の議決権総額(保全部分除く)の3/4以上の同意(但し、単一の債権者が議決権総額の3/4以上を有している場合には、別途頭数要件として、出席した議決権者(議決権を行使することができる対象債権者)の過半数の同意)

本手続は、権利変更の決議要件として、事業再生 ADR 等の私的整理手続と異なり、多数決原理を導入していること、また、少数債権者保護の観点から、単一の債権者が議決権総額の 3/4 以上を有している場合には、別途頭数要件を加重していることが注目されます。

4. 裁判所の関与

裁判所の関与について、既存の手続との比較は以下のとおりである。

民事再生手続	会社更生手続	事業再生 ADR	中小企業版 GL (再生型)	本手続
<ul style="list-style-type: none"> 再生手続の開始決定、監督委員(管財人)の選任、再生計画案の認可決定等を行い、手続全体を監督 	<ul style="list-style-type: none"> 更生手続の開始決定、更生管財人(監督委員)の選任、更生計画案の認可決定等を行い、手続全体を監督 	<ul style="list-style-type: none"> 関与なし 	<ul style="list-style-type: none"> 関与なし 	<ul style="list-style-type: none"> 強制執行や担保権実行の中止命令に加え、権利変更決議の認可決定を行うなどの一定の役割

本手続では、既存の手続とは異なり、主として指定確認調査機関が監督を行いつつも、裁判所も権利変更決議の認可決定等の一定の役割を担うことが注目されます。

VII. おわりに

本手続は、一部の少数債権者の強固な反対により私的整理を成立させることができず、従前であれば法的整理を申し立てざるを得なかったようなケースにおいて活用することが見込まれます。一方で、本手続の対象となるのは、金融機関等の有する貸付債権等のみであることから、これ以外の商取引債権等を非公開の手続において権利変更の対象としなければならないような場合には、引き続き、準則型私的整理手続において全対象債権者の同意の取得を目指す必要があります²⁰。

以上

²⁰ 「貸付債権等」の外延は経済産業省令によって決定される(法2条2項)、リース債権、デリバティブ債権、ファクタリング、保証等が含まれるか否かが注目される(法2条1項7号、同項9号)ことに留意が必要です。

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 島田 充生 (mitsuo.shimada@amt-law.com)
弁護士 関 彩香 (ayaka.seki@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。